

香芝市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年5月29日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

<対象：市民環境部 産業振興局 商工観光課（現 市民環境部 商工観光課）>

- 1 監査実施年月日 令和5年11月27日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年12月28日
- 3 措置状況通知 令和7年3月31日香商第248号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
商工観光課においては、その所掌事務により香芝市シルバー人材センター運営補助金を支出する所管であることから、令和5年12月28日付け香監委第79号により発した要望事項に則り、報酬等の支出における香芝市との乖離の是正に努められ、財政的援助を実施する立場を明確にした中で当該補助金の金額の算定を精査し再検討するなど、その適性を担保されたい。	措置済	香芝市シルバー人材センターにおいて、令和6年4月1日付け人事異動により報酬等のかい離の是正が図られた。当該人事異動により運営費が減額されることから、同センターと商工観光課で補助金の算定について協議を行ったところ、同センターから令和6年8月15日付けで運営補助金を減額する変更承認申請書が提出され、令和6年8月26日付けで変更を承認した。 また、令和7年度予算編成に当たっては是正された職員配置での算定を行った。
昨今の特殊詐欺等の増加により消費者行政の役割がさらに増大する状況を鑑み、若年層及び高齢者を保護するため、消費生活相談等の施策をより一層充実させられたい。	措置中	消費生活相談の受付は、対面と電話で実施していたが、令和7年3月からメールでの相談受付を開始することで、各世代の市民がより相談しやすい体制を整備した。 また、相談員の資質向上等に引き続き努める。